

○ 室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度において新設された患者負担割合2割の者について、「ひとり親家庭等医療費助成制度」の助成対象者に新たに加えるため、改正するもの。

2. 条例改正の概要

現在、「ひとり親家庭等医療費助成制度」では、課税世帯の助成対象者のうち、後期高齢者医療制度によって、患者負担割合が3割負担の者については、自己負担が1割となるよう、医療費助成の対象としている。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療制度の患者負担割合に2割負担の区分が新設されたことに伴い、2割負担の者についても、自己負担が1割となるよう、新たに医療費助成の対象に加える。

○後期高齢者医療制度の適用を受けるひとり親家庭等の母又は父に係る負担割合

現行				改正後				
区分	負担割合			区分	負担割合			
1割負担 (非課税世帯)	後期高齢者医療制度 9割			1割負担 (非課税世帯)	後期高齢者医療制度 9割			助成 1割※
1割負担 (課税世帯)				自己負担 1割				1割負担 (課税世帯)
3割負担 (課税世帯)	後期高齢者 医療制度 7割	助成 2割	自己負担 1割	2割負担 (課税世帯)	後期高齢者医療制度 8割	助成 1割	自己負担 1割	
				3割負担 (課税世帯)	後期高齢者 医療制度 7割	助成 2割	自己負担 1割	

※ 初診時一部負担金等の自己負担あり

※ 初診時一部負担金等の自己負担あり

3. 施行期日

公布の日から施行する。